

警 察 署 協 議 会 会 議 録

|         |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称     |    | 大 阪 府 大 正 警 察 署 協 議 会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 開催日時    |    | 令和5年11月10日(金) <del>午前</del> ・午後10時05分から<br><del>午前</del> ・午後11時00分までの間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 開催場所    |    | 大阪府大正警察署 4階 柔道場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 出席者     | 委員 | 渡邊会長、仲田会長、吉井委員、飯伏委員、田口委員、石川委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | 警察 | 署長、副署長、会計課長、総務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、<br>交通課長、刑事課長代理、広聴相談係長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 事 概 要 |    | <p>1 会長あいさつ<br/>皆様おはようございます。<br/>平素は、大正区の安全と治安のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。<br/>もう間もなくすると師走となり、あと20日間ほどで歳末の警戒等があると思います。<br/>忙しい時期とは思いますが、お体に留意されて、お務めいただくようお願いします。</p> <p>2 署長あいさつ<br/>本日は、公私にわたりお忙しい時に、足元が悪い中、大正警察署協議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。<br/>委員の皆様方には、事件や事故の無い安全で安心なまち大正の実現に向けた警察活動の推進に、ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。<br/>本日の会議は、令和5年度2回目の定例会議になりますが、前回の会議と同様に、ご意見やご要望をお聞かせいただきまして、今後の大正警察署の業務運営に役立てていきたいと考えておりますので、本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>3 業務説明等<br/>(1) 生活安全課<br/>大正区の犯罪発生状況について<br/>(犯罪発生件数、発生傾向、特殊詐欺の発生状況、手口の傾向、対策方法)<br/>(2) 地域課<br/>地域警察活動について<br/>(犯罪発生状況、地域警察活動、取り組みイベントの状況)<br/>(3) 交通課<br/>大正警察署管内の交通情勢について<br/>(交通死亡事故発生状況、交通事故発生傾向、ヘルメット着用義務、交通指導取締り状況)</p> |

## 4 質疑応答

## (1) 交差点の通行方法について

## 【委員】

泉尾5丁目にある交差点の信号機が見にくく横断しにくいと思います。

南北道路を南に行き大通りに合流し、西側から南向きに自動車を通行する時には、正面に信号機がないので、左斜め前にある信号を確認せず、そのまま通行する車がありますが信号無視にならないのでしょうか。

信号を増やす等の措置は出来ないのでしょうか。

## 【警察】(パワーポイントで交差点、車両の動きを表示しながら説明)

ご質問の交差点については、一つの交差点ではなく、東側の信号機がある丁字路と西側にある止まれの標識のある丁字路がくっついた交差点となります。

そのことから、この交差点は二つの丁字路となり、この二つの交差点は別々に考えなければなりません。

東側は信号機が設置された丁字路となり、西側は一時停止の交通規制がなされている丁字路となります。

例えば、この西側の丁字路を車が南方向へと走ってきた場合、止まれがある停止線の手前で一時停止をして左右の安全を確認して進むわけですが、問題は、この停止線の正面に信号がなく、止まれの標識によって規制されているために、多くの皆さんが迷われているのだと思われます。

南進してきた車が左に曲がり東進すると、東隣にある丁字路の信号交差点のルールに従う事になり、この交差点には信号設置されているため、対面する信号が赤の場合、停止線の手前で止まらなければなりません。

しかし、南進してきた際、交差点の停止線は、かなり離れた位置にあるため、左折した場合、停止線の手前で止まることが出来ず、横断歩道上に歩行者がいれば、手前で止まらなければならないことになります。

次に、どの信号機を見て進むのかという問題です。

南進してきた車両が左折し、東進した場合、東側交差点に進入した時点で、東側正面にある信号に従わなければなりません。

つまり、交差点に合流し東進した車両は、東側正面に位置する信号に従って、直進もしくは右折しなければなりません。横断歩道があるので、横断歩道上に歩行者がいれば、直前で一時停止し、その後、この信号が青であることを確認した後に、交差点の中央まで進み、対向車線から車等が来ないのを確認してから右折を開始することになります。

その際、進行先の横断歩道上の安全を確認した後に、通過すれば右折完了です。

この位置に信号を設置してもらいたいとの案については設置に伴い、新たに横断歩道を設置する必要があります。

この場合、信号を設置して一つの交差点とすることで通行方法が分かりやすいというメリットはあり得ますが、新たに設置された横断歩道の距離が短く、信号無視をする歩行者や自転車が多出ることが予想される事等から、検討した結果、交通規制はするべきではないとの結論を得ています。

今後、注意を促す看板を設置するように努めていきます。

## (2) 大正区における交通取締りについて

**【委員】**

大正区は、交通機関がバスしか無いため、朝の通期時間帯に小型スクーターを使われている方を多く見かけます。

大正通りにおいても、車との間を猛スピードですり抜けて行ったり住宅道路においては一時停止を無視して通過する人も多いです。

大事故にならないうちに取締りをお願いします。

**【警察】**

大正署では、幹線道路でのスクーターに特化せず、基本的にすべての取締りを行っており、今後も継続して行います。

**(3) 自転車ヘルメットの着用義務化について****【委員】**

4月から、自転車のヘルメットが努力義務となりましたが、いずれは、義務化となるのでしょうか。

**【警察】**

今のところ義務化するという事は聞いておりません。

**(4) 商店街南側出口の交通安全対策について****【委員】**

商店街の南側の出口を自転車が減速することなく飛び出していきますが、出口側は東から西向きの一方通行の自動車優先道路となっており、自動車も減速せずに通過していきます。

商店街出口には「自転車は止まれ」の小さな看板が設置されていますが、効果はほぼないと思います。

本来は、自転車が一旦停止すべきだと思いますが、何か有効な対策はないのでしょうか。

自転車の一時停止がかなわないようであれば、自動車に減速と飛び出し注意を促す道路標識等は出来ないのでしょうか。

**【警察】**

問題となっている場所は、東から来る車と商店街から南へと直進する自転車及び南から商店街へと進む自転車がこの交差点で出会い頭になり危ないとのこと意見ですが、そもそも、この商店街の道路は歩行者専用であり、自転車に乗って通行してはいけない道路となっています。

そして、交差点の南側には止まれの標識があり、全ての車両は、人や車の往来の有無に関わらず一時停止をしなければなりません。

理論上自転車との出会い頭事故が起きるのはおかしい事になるのですが、実際、危ない目に遭った人や危ない場面を見た人もおられるので交通規制を見直す事を考えました。

自動車が、この交差点手前で減速しない問題を解決するため、一時停止規制を交差点の東詰に設置することができないかという検討です。

信号のない交差点の場合、優先道路を決めないといけませんが、明らかに幅員の広い道路と狭い道路であれば、当然、広い道路の方が優先となり、どちらも幅員が同じ場合であれば、交通量や道路形態で決める事になります。

この商店街の場合、どちらも同じ幅員であるため、道路で決まらず、東から西へ真っ直ぐ進めるこの道路の形態と交通量から東西道路が優先となったようで、この位置にある一時停止規制を東西道路に変更することは出来ないということなのです。

また、歩行者専用道路に止まれの標識をつけることの検討ですが、そもそも自転車の通行を想定していない道路のため、車両に対する交通規制である一時停止を設置することはルール上できないとの事でした。

考えられる対策ですが、道路管理者に注意喚起の標示を取り付けてもらう等の対策の申し入れをする等して検討していきたいと思います。

(5) 大正区内における行事開催について

【委員】

10月6日に行われた大正区民大会は、昨年より盛沢山で楽しかったと聞いております。

9月22日に行われた交通安全大会と日程が近いこともあり内容にも違いがあるかもしれませんが、参加ボランティアの方には重複して参加している方も多く、日程を離すとかで合同で行っていただけると助かると思います。

【警察】

全国交通安全運動は交通事故防止のための活動で、毎年、春と秋の2回実施されております。

春は4月上旬ころ、秋は9月下旬ころに実施していますが、今年は選挙があり、5月の実施となりました。

全国地域安全運動の方は、各種犯罪の防止に取り組む運動でありまして、毎年10月11日から20日までと決まっており、日本全国統一の決まり事となっております。

(6) 交通取締り（進入禁止取締り）について

【委員】

大正区においては、進入禁止時間帯の取締りが頻繁に行われており、地域住民としては助かっています。

【警察】

進入禁止取締りについて、通学路対策として引き続き取り組んでいきたいと思います。

(7) 特殊詐欺対策について

【委員】

不審な電話や契約を迫る知らない会社からの電話が多いと聞いており、引き続き、啓発活動の程をよろしくお願いします。

【警察】

大正署管内では、7月から発生が止まっており4カ月以上被害が出ておらず、ひとえに、ここに集まっていたいている皆様の防犯活動の効果が出ているものとして感謝しています。

大正警察としましても、特殊詐欺のアポ電が発生すれば安まちメールでタイムリーに情報提供をして注意を呼び掛けているところであります。ぜひ、皆様も周りの方に、安まちアプリの登録を勧めていただきたいと思います。

他にも、大正警察オリジナルとして子供警察手帳を作り、小さなお子様に配り、注意喚起をしてきました。

そして、もう一つ、大正警察オリジナルとして「もしかして詐欺」という特殊詐欺防止ソングを作りまして、楽しく、分かりやすく耳に残るような呼び掛けをしております。

これは、当署の署員が作詞したのですが、大阪府警本部音楽隊が演奏を担当しています。

他にも様々な啓発活動をしていく予定です。